

平成二十九年五月十二日受領
答弁第二六六号

内閣衆質一九三第二六六号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出クレジットカードで現行紙幣を購入することに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出クレジットカードで現行紙幣を購入することに関する質問に対する答弁書
お尋ねの「原則として法的に禁止すべき」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

なお、クレジットカードのショッピング枠の現金化に関しては、不正行為にクレジットカードが悪用されることを防止する観点から、これまでクレジットカード業界において、これを禁止する規定をクレジットカードの発行を行う事業者（以下「事業者」という。）が規定する会員規約に盛り込む等の自主的な取組が行われてきたと承知している。

御指摘の「クレジットカードで現行紙幣を購入すること」についても、同様に、事業者が規定する会員規約においてこれを禁止するよう、一般社団法人日本クレジット協会等を通じて、事業者に対して要請してまいりたい。